

## カナダの公的年金制度の現状と財政の展望

中 川 秀 空

- ① カナダの公的年金制度は、いわゆる1階部分である税方式による定額の給付を行う老齢所得保障制度（OAS）と、2階部分である所得比例型の社会保険方式によるカナダ年金制度（CPP）およびケベック年金制度（QPP）からなる。
- ② OASは、カナダの高齢者の所得保障の基礎をなす。同制度による給付には、基本年金、補足所得保障（GIS）および手当（ALW、ALWS）がある。基本年金は、18歳以降にカナダに10年以上居住しているなど、一定の居住要件を満たす65歳以上の高齢者に支給される。税方式のため、カナダの高齢者の98%以上に適用される普遍的な制度となっている。
- ③ 基本年金を受給する低所得の高齢者には、補足給付としてGISが支給される。受給者の所得にもよるが、その最大額は基本年金よりも高く、いわば、最低保障年金の役割を果たしている。2011年7月には、所得のほとんどをOASに頼っている高齢者のために加算措置が講じられ、その役割が強化された。
- ④ OASの費用は355億ドルで、GDP比で2.32%である（2009年）。カナダでは、現在、4.4人の現役世代（20歳～64歳）で1人の高齢者（65歳以上）を支えているが、ベビーブーム世代の退職により、2030年には2.4人で1人を支えることになる。このため、2030年におけるOASの費用は1079億ドルに急増し、GDP比は3.1%に達すると予測されている。
- ⑤ 2階部分にあたるCPPは、ケベック州で働く者に適用されるQPPと協働して、カナダ全土で実施されている。一定額（3500ドル）を超える所得のある18歳から70歳までの被用者、自営業者に適用される。老齢退職年金の額は、加入期間における保険料納付実績に基づくが、その最大額はカナダの平均賃金の約25%になるよう設計されている。保険料およびCPPの積立金の運用収益で賄われ、税は投入されていない。基本的に賦課方式であるが、財政の健全化、世代間の公平性を保つため、一定規模（約4年分）の積立金を有している。積立金は、CPP投資委員会により、市場で運用されている。
- ⑥ CPPは、1990年代半ばに財政的な危機を迎えたが、保険料率の見直しや積立金の増大と市場での運用などの改革が実施され、現在では財政的に余裕がある。人口高齢化により、今後、給付額がかなり増大すると見込まれるが、現行の保険料率（9.9%）と積立金の運用収益により、制度の持続性に問題はないと予測されている。
- ⑦ 税方式の公的年金制度を有する国はいくつかあるが、カナダはその代表的な国である。また、2階部分のCPPは、民間の被用者・公務員・自営業者をカバーし、我が国と異なり、制度が一元化されている。基礎年金の税方式化や年金制度の一元化が論点となっている我が国の年金改革の議論において、カナダの年金制度が参考になる点は多いと思われる。

# カナダの公的年金制度の現状と財政の展望

社会労働調査室 中川 秀空

## 目 次

はじめに

I カナダの高齢者の所得保障制度の概要

II 老齢所得保障制度（OAS）

1 OAS 基本年金

2 OAS 基本年金の返還（クローバック）

3 補足所得保障（GIS）

4 手当（ALW）および遺族手当（ALWS）

5 給付の継続

III カナダ年金制度（CPP）

1 CPP の概略

2 加入者

3 保険料と加入期間

4 受給権（年金クレジット）の分割

5 老齢退職年金

6 障害年金

7 遺族年金

IV 公的年金制度の財政の状況と展望

1 OAS の財政と見通し

2 CPP の財政と見通し

おわりに

はじめに

カナダの公的年金制度は、いわゆる2階建てである。1階部分の老齢所得保障制度 (the Old Age Security program 以下「OAS」という) は、我が国の基礎年金に相当するが、社会保険方式ではなく税方式であり、一定期間カナダに居住していたことを要件として支給される。2階部分は、所得比例型の社会保険方式によるカナダ年金制度 (the Canada Pension Plan 以下「CPP」という) およびケベック年金制度 (the Quebec Pension Plan 以下「QPP」という) で、我が国の厚生年金や共済年金に相当する。

カナダ年金制度は、1990年代半ばに財政的な危機を迎えたが、保険料率の見直しや、一定規模の積立金の保有と市場での運用などの改革により、現在では、今後75年にわたって財政的な問題はないと見られている。老齢所得保障制度では、低所得の高齢者に、基本年金に加えて補足所得保障 (the Guaranteed Income Supplement 以下「GIS」という) が支給されており、最低保障年金の役割を果たしている。また、高所得の高齢者からは、年金額の一部あるいは全額を払い戻させる (クローバック) 仕組みを持っているなど、我が国の年金改革の議論の参考となる部分も多い。

本稿は、カナダの公的年金制度の仕組みの最新情報と、その財政状況を紹介することで、国会における年金改革の議論の一助となることを目的とするものである。

## I カナダの高齢者の所得保障制度の概要

カナダの高齢者の所得保障制度は、2層からなる公的年金および企業年金などの私的年金で

構成されている。カナダの公的年金制度は、いわゆる1階部分である税による定額の給付を行うOASと、2階部分である社会保険方式による所得比例のCPPおよびQPPからなる。QPPはケベック州のみで実施されている制度である。ケベック州以外の州や準州で実施されているCPPとほぼ同様の制度であり、両制度間で調整が行われている。本稿では、主にCPPについて紹介する。

これらの公的年金を補完する3階部分として、企業年金や個人年金がある。カナダでは、退職後の生活に備えるため、登録年金プラン (Registered Pension Plans) や登録退職貯蓄年金プラン (Registered Retirement Savings Plans) について、税制上の優遇措置を設けている。これらのプランでは、掛け金は所得控除の対象となり、また運用収益は非課税である。これらのプランから資金を引き出すとき、あるいは年金として受け取るときに課税される<sup>(1)</sup>。また、2009年から貯蓄を促進し、老後に備えるため、その運用収益と引出額に税が課せられないTFSA (Tax-Free Savings Account) 制度が実施されている<sup>(2)</sup>。

1階部分のOASは一般財源で賄われており、基本的に、カナダに一定期間合法的に居住した高齢者に支給される。低所得の受給者にはOAS基本年金の他にGISが支給される。OASは、カナダの高齢者の98%以上に支給されており<sup>(3)</sup>、2011年10月におけるOAS基本年金の受給者数は約493万人<sup>(4)</sup>、その平均受給月額額は508ドル (カナダドル。以下、単にドルという) である<sup>(5)</sup>。また、OASに加えてGISを受給している者は約166万人で、単身高齢者の場合のGISの平均受給月額額は491ドルである。2階部分のCPPおよびQPPは、年収3,500ドル以上の勤労者に適用され、加入者数は約1640万

(1) Service Canada, "Old Age Security and the Canada Pension Plan: A Reference Guide," March 2008, p.2. <[http://publications.gc.ca/collections/collection\\_2009/servicecanada/SG5-43-2008E.pdf](http://publications.gc.ca/collections/collection_2009/servicecanada/SG5-43-2008E.pdf)>

(2) Government of Canada, "TFSA, Tax-Free Savings Account." <<http://www.tfsa.gc.ca/index.html>>

人（CPP1260万人、QPP380万人。2009年）である。保険料率は9.9%（労使折半）、現役時代の保険料納付実績により受給額が決まる。2011年10月におけるCPPおよびQPPの老齢退職年金の受給者数は約548万人（CPP402万人、QPP146万人）<sup>(6)</sup>、その平均受給月額はCPPで513ドルとなっている<sup>(7)</sup>。高齢者の貧困防止において、カナダの公的年金が果たす役割は大きい。事実、カナダの高齢者における貧困の発生率は、1980年の21%から2009年には5.2%に減少したと指摘されている<sup>(8)</sup>。

カナダの公的年金制度は、人的資源・技能開発省（the Department of Human Resources and Skills Development Canada）が運営している。実際にOASやCPPの給付事務を行うのは、その下に設けられたサービスカナダ（Service Canada）である。サービスカナダは、2005年に設立され、政府の様々な給付のワンストップサービスを全国600以上の窓口で行っている<sup>(9)</sup>。また、カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）はCPPの保険料を徴収している<sup>(10)</sup>。

## II 老齢所得保障制度（OAS）

OASは、1952年1月から実施され、カナダの高齢者の所得保障の基礎をなすものである。同制度により提供される給付には、基本年金、GISおよび手当（the Allowance 以下「ALW」という）があり、それぞれ1952年、1967年、1975年から給付が開始された。また、遺族に対する手当（the Allowance for the survivor 以下「ALWS」という）が1985年から開始された<sup>(11)</sup>。一定の居住要件を満たす65歳以上の高齢者に支給され、低所得のOAS基本年金受給者には補足給付としてGISが、また低所得の60歳～64歳の配偶者や遺族にはALWあるいはALWSが支給される。OAS制度に基づく給付は、1月、4月、7月、10月に消費者物価指数に基づいて支給額が改定される。ただし、消費者物価指数が下がったとしても、支給額は減じられないことになっている<sup>(12)</sup>。

### 1 OAS基本年金

OAS基本年金は、老齢所得保障法（Old Age

(3) 2010年において、男性が98.7%、女性が98.1%と見られている。Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Office of the Chief Actuary, "Actuarial Report 9th on the Old Age Security Program as at 31 December 2009," June 2011, pp.18-19. <[http://www.osfi-bsif.gc.ca/app/DocRepository/1/eng/reports/oca/OAS9\\_e.pdf](http://www.osfi-bsif.gc.ca/app/DocRepository/1/eng/reports/oca/OAS9_e.pdf)>

(4) Service Canada, "Canada Pension Plan/Old Age Security, Quarterly Report - Monthly Rates and Related Figures, From January to March 2012." <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/isp/statistics/rates/pdf/janmar12.pdf>>

(5) Service Canada, "Old Age Security Payment Rates, January - March 2012." <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/isp/oas/oasrates.shtml>>

(6) Service Canada, *op.cit.*(4)

(7) Service Canada, "Canada Pension Plan, January - December 2012." <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/isp/pub/factsheets/rates.shtml>>

(8) Government of Canada, "Canada Pension Plan and Old Age Security benefit rates effective January 1, 2012," December 2, 2011. <<http://news.gc.ca/web/article-eng.do?mthd=advSrch&crtr.page=1&nid=641249&crtr.kw=RA TES%2BAS%2BOF%2B%2BJANUARY%2B1%252C%2B2012%2B>>

(9) Service Canada, "About Service Canada." <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/about/index.shtml>>

(10) Service Canada, *op.cit.*(1), p.2.

(11) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(3), p.50.

(12) OASによるすべての給付は、CPI（消費者物価指数）の変化に基づき、四半期毎に改定される。しかし、CPIが下がった場合は、給付額は下げず、CPIが過去のピークを超えるまでは、据え置く。*ibid.*, p.57.

Security Act<sup>(13)</sup>に規定される国籍、居住要件を満たす65歳以上の高齢者に対する給付である。受給資格のある高齢者は、働いていても受給できるが、受給するには申請が必要である<sup>(14)</sup>。後述するように、その可処分所得が一定額を超える受給者は、その受給額の一部または全部を返還しなければならない。

#### (1) 受給要件

OAS基本年金の受給要件は、カナダ国内で受給するか、あるいはカナダ国外で受給するかで異なる。カナダ国内で受給する場合の要件は、①65歳以上であること、②その申請の認可時において、カナダ国民(Canadian citizen)あるいはカナダの合法的居住者(legal resident of Canada)であること、③18歳以降に、少なくとも10年以上カナダに住んでいること<sup>(15)</sup>、の3つである。

また、カナダ国外でOAS基本年金を受給するための要件は、①65歳以上であること、②カナダ出国の前日からカナダ国民あるいは合法的居住者であること、③18歳以降に、少なくとも20年以上カナダに住んでいること、の3つである<sup>(16)</sup>。

#### (2) 給付額

OAS基本年金の給付額は、18歳以降に、カナダに居住していた期間によって決まる。

#### (a) 満額支給

2012年1月から3月の間におけるOAS基本年金の満額は、月額540.12ドルである<sup>(17)</sup>。満額を受給するには、原則として、18歳以降に40年以上カナダに居住していることが必要である。しかし、40年に満たなくても、満額受給できる例外規定が置かれている。すなわち、1977年7月1日において25歳以上であり、かつ、その日にカナダに住んでいた者、あるいは、その日に住んでいなかったが、18歳以降にカナダに住んでいたことがある者、あるいは有効なカナダ移民ビザを所有している者で、OAS基本年金の請求の直前10年間カナダに住んでいる場合は、なお満額を受給できる<sup>(18)</sup>。このケースにおいて、直前10年間にカナダに不在の期間がある場合は、その10年間の前で、かつ18歳以降に、不在期間の3倍の期間について居住していれば不在はなかったものとされる。例えば、60歳から62歳の間の2年間カナダに不在であった場合、18歳～55歳の間に6年間カナダに居住していれば要件を満たす<sup>(19)</sup>。

#### (b) 一部支給

満額支給の要件を満たさなくても、18歳以降にカナダに10年以上居住(カナダ国内で受給する場合)していれば、OAS基本年金の一部を受給できる。この額は、18歳以降におけるカナダでの居住1年につき、満額の1/40である<sup>(20)</sup>。例えば、基本年金の申請時にカナダに20年間

(13) Department of Justice, "Old Age Security Act (R.S.C., 1985, c. O-9)." <<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/O-9/page-1.html>>

(14) 65歳を過ぎて受給申請を行う場合、65歳の誕生日か、あるいは最大11か月まで遡って支給される。Service Canada, *op.cit.*(1), p.7.

(15) カナダの企業に雇用されて国外で働く者や国際機関で働く者およびその家族は、その期間はカナダ在住の期間として扱われる。*ibid.*, p.6.

(16) Service Canada, "Old Age Security Pension (OAS)." <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/isp/pub/oas/oas.shtml>>

(17) Government of Canada, *op.cit.*(8)

(18) Service Canada, *op.cit.*(16)

(19) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(3), pp.51-52.

(20) Service Canada, *op.cit.*(1), p.6.

居住していた者には、満額の50%が支給される。ひとたび年金額が決まると、それ以降のカナダにおける居住年数が額に反映されることはない<sup>(21)</sup>。

## 2 OAS 基本年金の返還（クローバック）

その可処分所得（OAS 基本年金を含める）が一定額を超える受給者は、その受給額の一部または全部を返還しなければならない。1989年に、この制度が導入されたときは、文字通り、一部または全部を払い戻させる制度であった。1996年7月から源泉徴収方式になり、減額した年金を支給することになった<sup>(22)</sup>。減額調整された年金額は、受給者の前年の可処分所得に基づき毎年7月に再計算される<sup>(23)</sup>。

所得制限額は消費者物価指数で毎年改定されるが、2011年における額は、67,668ドルであった。この額を超える所得の各1ドルにつき15セントが基本年金額から減額される。例えば、可処分所得額が69,668ドル（制限額を2,000ド

ル超える）のOAS受給者は、年間の減額が300ドルとなる。

表2は、3年毎に出されるOASの財政報告によるクローバックの効果の推計である<sup>(24)</sup>。2012年において、クローバックの適用を受ける受給者数は31万人で、OAS受給者数509万人の約6.1%である。そのうち、フルに減額される者は12.1万人で、全体の2.4%と見られている。また、クローバックによって、OAS基本年金の総給付額の3.6%、額にして約11億1700万ドルが削減されると推定されている。フルの減額で7億ドル（給付総額の2.2%）、一部の減額で4億1700万ドル（給付総額の1.3%）の削減となっている。

## 3 補足所得保障（GIS）

低所得のOAS基本年金の受給者に対しては、補足給付としてGISが支給される。2011年10月現在で約166万人が受給している<sup>(25)</sup>。GISの支給は基本年金と同時に始まるが、受給するに

表1 OASの給付（月額、ドル）

給付	最大給付額 (2012.1～3)	平均受給額 (2011.10)
OAS 基本年金	540.12	508.35
GIS		
単身者	732.36	491.40
カップル		
配偶者・パートナーがOAS基本年金を受給していない	732.36	474.12
配偶者・パートナーがOAS基本年金を受給している	485.61	309.05
配偶者・パートナーが手当（Allowance）を受給している	485.61	399.77
手当（ALW）	1025.73	416.89
遺族手当（ALWS）	1148.35	626.80

（出典）Government of Canada, “Canada Pension Plan and Old Age Security benefit rates effective January 1, 2012,” December 2, 2011; Service Canada, “Old Age Security Payment Rates, January - March 2012.”に基づき、筆者作成。

表2 クローバックの効果（2012年 推計値）

	人数（千人）	全受給者に対する割合	総返却額（100万ドル）	総給付額に対する割合
全額返却	121	2.4%	700	2.2%
一部返却	188	3.7%	417	1.3%
合計	310	6.1%	1117	3.6%

（出典）Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Office of the Chief Actuary, “Actuarial Report 9th on the Old Age Security Program as at 31 December 2009,” June 2011, pp.84-85.に基づき、筆者作成。

(21) *ibid.*

(22) 岩崎利彦『カナダの社会保障—医療・介護・年金』財形福祉協会, 2008, p.140.

(23) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(3), p.52.

(24) *ibid.*, pp.84-85.

(25) Service Canada, *op.cit.*(4)

は申請が必要である。GIS の給付額は、受給者の所得により異なる。OAS 基本年金と異なり、GIS は非課税の給付である。また、GIS は、いかに長くカナダに居住していようとも、カナダを出国して6か月を超えると停止される<sup>(26)</sup>。

#### (1) 受給要件

GIS を受給するには、OAS 基本年金を受給している必要がある<sup>(27)</sup>。また、受給者の所得が制限額を超えてはならない。所得制限額の所得には、OAS 制度による給付 (OAS 基本年金、GIS、ALW、ALWS)、2009 年に導入された TFSA の運用収益や引出額は含まれない。また、3,500 ドルまでの所得控除が認められている<sup>(28)</sup>。GIS の受給申請者がカップルの場合、その配偶者あるいはコモンロー・パートナー<sup>(29)</sup>との合算所得が用いられる。通常は、前年の所得が、その給付年 (7月から次の年の6月) の給付の決定や給付額の計算に用いられる<sup>(30)</sup>。

#### (2) 給付額

GIS の最大給付額には単身者向けとカップル向けの2つのレートがあり、四半期ごとに改定

される。2011年7月から、低所得の高齢者に対して、GIS の加算措置が新たに講じられることになった。もともとの GIS 給付分と新たな加算分は、両者とも所得制限があるが、その計算方法が異なる。また、一部支給の OAS 基本年金の受給者の場合、GIS の最大給付額は、一部支給の基本年金額と満額の基本年金額の差額分が上乘せされる<sup>(31)</sup>。

##### (a) 単身者に対する本来の給付額

単身者向けのレートは、独身、離婚者などの単身者に適用される<sup>(32)</sup>。新たに加算措置が導入される直前の2011年6月時点の単身者向けの GIS の支給額は、月額665ドルとなっていた。この本来の支給分は、受給者の月当たりの所得の1ドルにつき50セントの割合で減額される。例えば、月当たりの所得が600ドルであれば、300ドル減額される。

##### (b) カップルに対する本来の給付額

カップル向けのレートは、婚姻あるいはコモンロー関係のカップルで、その両者が OAS 基本年金を受給しているか、あるいは1人が後述

(26) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(3), p.52.

(27) OAS 基本年金を受給しているスポンサード移民 (カナダの国籍・永住権を有する者が、一定期間の経済的援助をするスポンサーとなって、家族をカナダに移民させる) の場合、原則として、スポンサーシップ期間が終了するか、カナダに住んで10年経つまでは GIS の受給資格がない。Service Canada, *op.cit.*(1), p.8.

(28) 控除額は、2008年の改正で、500ドルから3,500ドルに上げられた。また、GIS の所得制限の所得には、OAS の給付は含まれないが、勤労所得のほか、CPP の年金、私的年金、資産の運用収益などが含まれる。Service Canada, "Guaranteed Income Supplement (GIS)." <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/isp/pub/oas/gismain.shtml>>

(29) 異性、同性に拘わらず、1年以上同居して事実婚の状態にある関係のパートナー。Service Canada, "Are You Living in a Common-Law Relationship?" <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/isp/common/samecom.shtml>>

(30) 年金受給者やその配偶者あるいはコモンロー・パートナーが、最近、退職したり、年金収入を失ったりした場合は、現在の暦年の雇用所得や年金収入の推定値が用いられる。Service Canada, *op.cit.*(1), p.9.

(31) Service Canada, "Overview of the Old Age Security Program." <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/isp/oas/oasoverview.shtml>>

(32) カップルであっても、片方のみが OAS 年金受給者で、もう1人の配偶者あるいはコモンロー・パートナーが OAS 基本年金も ALW も受給していない場合には、単身者向けのレートが適用される。一方、カップルの1人のみが OAS 基本年金を受給し、もう1人が ALW を受給している場合は OAS 基本年金の受給者はカップル向けのレートが適用される。Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(3), p.54. また、カップルであっても、病院や介護施設に入所するなど、自らの統制のきかない理由で離れている場合も、単身者向けのレートが適用される。Service Canada, *op.cit.*(1), p.10.

の手当 (ALW) を受給している場合に適用される。単身者向けのレートは、単身生活のコスト高を反映して、カップル向けのレートよりも高い。しかし、カップルの両者に受給資格があれば、その合算受給額は単身者向けのレートよりも高い。新たな加算措置が導入される直前の2011年6月時点のカップル向けのレートは、439.13ドルであった。カップルの両者がOAS基本年金を受給している場合、この本来の支給分は、カップルの月当たり合算所得1ドルにつき25セントがそれぞれ減額される。例えば、月当たり合算所得が1,200ドルあるカップルは、それぞれのGISが300ドル減額される。

#### (c) 2011年7月以降の新規加算分

所得のほとんどをOASに頼っている高齢者のため、2011年7月に、GISに加算措置が講じられた。単身者には年に600ドル(月額50ドル)まで、カップルには年に840ドル(それぞれに月額35ドル)までの加算である。年間所得(OASによる給付および3,500ドルの控除分を除く)が2,000ドル以下の単身者および4,000ドル以下のカップルの場合は、フルの加算額が受給できる。この所得制限額を超えると、4ドルにつき1ドルの割合で減じられる。加算額は、四半期毎に消費者物価指数に合わせて改定されるが、他のOASの給付と同様に、消費者物価指数が下がっても、支給額を減じない。カナダ全土で68万人の高齢者がこの加算を受給し、その2/3は女性である<sup>(33)</sup>。

#### (d) 合計の給付額

本来の支給分と加算分を合計したGISの給付額は、2012年1月～3月において、単身者向けのレートが月額732.36ドルである(表1)。ま

た、カップル向けのレートが月額485.61ドルである。

#### 4 手当 (ALW) および遺族手当 (ALWS)

ALW および ALWS は、GIS 受給者の 60 歳から 64 歳の配偶者や遺族に対する給付である。これは、カップルの世帯で、1 人しか年金を受給していない低所得の世帯、あるいは配偶者やコモンロー・パートナーが死亡した低所得の高齢者を援助するものである。自動的には支給されないため、申請しなくてはならない。GIS と同様、ALW および ALWS は非課税である。2011 年 10 月現在で、約 8.8 万人が受給している<sup>(34)</sup>。

##### (1) 受給要件

ALW および ALWS は、GIS を受給する OAS 基本年金の受給者の配偶者やコモンロー・パートナー、あるいは配偶者やコモンロー・パートナーに先立たれた遺族で、18 歳以降にカナダに 10 年以上居住したことがある 60 歳から 64 歳の者に支給される<sup>(35)</sup>。

ALW および ALWS を受給するには、OAS 基本年金受給者との合算所得が、限度額を超えてはならない(遺族の場合は単独の所得)。この場合の所得は、GIS の所得制限で用いられる所得の定義と同じである。

受給者が 65 歳になり OAS 基本年金の受給資格者となると、給付は停止される。また、OAS 基本年金受給者の GIS の受給資格がなくなった場合、カップルが離婚、離別した場合なども給付は停止される<sup>(36)</sup>。ALWS については、遺族が再婚、あるいはコモンロー関係となって 12 か月経った場合に停止される。ALW および ALWS とも、カナダを出国して 6 か月を超える

(33) Human Resources and Skills Development Canada, "The Supporting Vulnerable Seniors and Strengthening Canada's Economy Act." <[http://www.hrsdc.gc.ca/eng/oas-cpp/legislation/billc\\_3.shtml](http://www.hrsdc.gc.ca/eng/oas-cpp/legislation/billc_3.shtml)>

(34) Service Canada, *op.cit.*(4)

(35) Service Canada, *op.cit.*(1), pp.10-11.

(36) *ibid.*

と停止されるのは、GISと同様である<sup>(37)</sup>。

## (2) 給付額

GISで述べたのと同様、ALWおよびALWSにおいても、2011年7月に低所得者に対して加算措置が講じられた。ALWに対してはGISのカップルと同じく月額35ドル、ALWSに対してはGISのシングルと同じく50ドルが加算された。四半期毎の改定を経て、ALWの2012年1月～3月における最大支給額は1025.73ドルである(表1)。なお、ALWの最大支給額は、OAS基本年金の最大支給額とカップルに対するGISの最大支給額の合計に等しい額である。また、ALWSの支給額は、1人住まいのコスト高を反映して、ALWよりも高く設定され、1148.35ドルである。

新たな加算分以外の本来のALWおよびALWSの支給分のうち、OAS基本年金に相当する部分は、所得1ドルにつき75セントの割合で減額される。OAS基本年金に相当する部分がすべて減額されてもなお、所得がこれを超えるときは、GISに相当する部分が減額される。ALWの場合、1ドルにつき25セントの割合で、GISに相当する部分とOAS基本年金受給者のGISが減額される。ALWSにおいては、GISに匹敵する部分は、所得1ドルにつき50セントの割合で減額される<sup>(38)</sup>。

## 5 給付の継続

GIS、ALW、ALWSは、所得制限付きの給付

である。給付額は、前年の所得に基づいて、毎年7月に再計算される。従って、GIS、ALW、ALWSの受給を継続するには、毎年、所得申告書を提出しなければならない。所得申告書を提出しない場合は、給付の再申請が必要である<sup>(39)</sup>。

## III カナダ年金制度(CPP)

### 1 CPPの概略

2階部分にあたるCPPは、所得比例型の公的年金制度である。ケベック州で働く者に適用されるQPPと協働して<sup>(40)</sup>、カナダ全土で実施され、一定額(3,500ドル)を超える所得のある18歳から70歳までの被用者、自営業者に適用される<sup>(41)</sup>。加入者とその家族に対して、退職、障害、死亡による所得喪失を補う制度であり、1966年に導入されて以来、カナダの高齢者の所得保障を支えてきた。

CPPは社会保険方式であり、被用者、使用者、自営業者からの保険料、およびCPPの積立金の運用収益で賄われ、税による一般財源は投入されていない<sup>(42)</sup>。基本的には、その時点の給付をその時点の保険料で賄う賦課方式で運営しているが、財政の健全化、世代間の公平性を保つため、一定規模(約4年分)の積立金を有している。積立金は、CPP投資委員会(the CPP Investment Board)により市場で運用され、その結果については定期的に報告され、公開されている。CPP投資委員会は、連邦政府および州政府から独立しており、中立的な立場でCPP

(37) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(3), p.55.

(38) *ibid.*, p.56.

(39) Service Canada, *op.cit.*(1), pp.7-8.

(40) CPPとQPPのどちらに加入するかは、住んでいる場所ではなく、働いている場所で決定される。ケベック州で働く者はQPPに加入し、その他の地域で働く者はCPPに加入する。両方で働いたことがある者は、両制度への加入実績を有する。1つの制度のみに加入した者は、どこに住んでいようが、その制度の給付を受ける。両方に加入実績を有する者は、給付申請時にケベックに住んでいればQPPが適用され、その他の地域に住んでいればCPPが適用される。2つの制度は同様の給付を行っており、どの制度から給付されるに拘わらず、給付額は、両制度に納めた保険料と適用される制度の規定によって決定される。*ibid.*, p.17.

(41) *ibid.*, p.13.

(42) *ibid.*

の積立金を運用する<sup>(43)</sup>。

CPPの財政の健全性を保つため、保険料は継続的に引き上げられてきた。その結果、現在の保険料水準（9.9%）で、将来にわたって、CPP制度が維持できると期待されている。連邦および州政府は、3年毎にCPPの財政状況を評価し、報告することになっている。

## 2 加入者

CPPは、事実上、カナダで働く人のすべてに適用され（QPP適用者を除く）、被用者も自営業者も含めて勤労所得のある18歳から70歳までの者が加入する。適用対象外とされるのは、年間所得が3,500ドルに満たない者、一定の宗教上のグループなどである。カナダ軍やカナダ王立山岳警察もCPPの適用を受ける<sup>(44)</sup>。

2012年1月からは、65歳未満のCPP老齢退職年金の受給者であり、かつ働いている者は、受給者であっても保険料を払うことになった。65歳以上で働いている者は、保険料の支払いは任意であるが、70歳に到達すれば、保険料を払うことはできない<sup>(45)</sup>。

## 3 保険料と加入期間

### (1) 保険料対象所得

保険料は、年間基礎控除（Year's Basic Exemption 以下「YBE」という）から年間最大保険料対象所得（Year's Maximum Pensionable Earnings 以下「YMPE」という）の間の所得に課せられる。YBEは、制度に加入するために

求められる最低限の年間所得であり、YBEまでの所得には保険料はかからない。2012年のYBEは3,500ドルである<sup>(46)</sup>。YMPEは、保険料の算定対象となる所得の限度であり、カナダの平均賃金に連動している。YMPEは、カナダ統計局（Statistics Canada）が集計する平均週賃金のデータに基づいて毎年改定される<sup>(47)</sup>。2012年におけるYMPEは、50,100ドルである<sup>(48)</sup>。

### (2) 保険料率

1966年から1986年の間、保険料率は、3.6%（被用者は労使折半）であった。その後、1987年から1996年の間に、毎年0.2%ずつ引き上げられ、5.6%になった。積立金の規模を拡大し、制度の持続性と世代間の公平性を図ることを目的として、その後も段階的に引き上げられ、2003年以降、9.9%で落ち着いている<sup>(49)</sup>。後述するように、現在の保険料率は、今後75年間、制度を維持するに十分なレベルと見られている。

### (3) 加入期間（Contributory Period）

加入期間は、18歳に達したときから、老齢退職年金の受給開始時、加入者の70歳到達時、あるいは死亡時までのいずれか早い時までの期間である<sup>(50)</sup>。

加入期間の保険料対象所得の平均がCPPの給付額の計算の基礎となるため、給付額が不利にならないよう、一定の無所得あるいは低所得であった期間は除外される。まず、加入者が、CPPあるいはQPPの障害年金を受給していた

(43) *ibid.*, p.14.

(44) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Office of the Chief Actuary, "Actuarial Report 25th on the Canada Pension Plan as at 31 December 2009," November 2010, p.75. <[http://www.osfi-bsif.gc.ca/app/DocRepository/1/eng/oca/reports/Cpp/cpp25\\_e.pdf](http://www.osfi-bsif.gc.ca/app/DocRepository/1/eng/oca/reports/Cpp/cpp25_e.pdf)>

(45) *ibid.*

(46) Canada Revenue Agency, "CPP contribution rates, maximums and exemptions." <<http://www.cra-arc.gc.ca/tx/bsnss/tpcs/pyrll/clcltng/cpp-rpc/cnt-chrt-pf-eng.html>>

(47) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*<sup>(44)</sup>, p.75.

(48) Canada Revenue Agency, *op.cit.*<sup>(46)</sup>

(49) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*<sup>(44)</sup>, p.76.

(50) Service Canada, *op.cit.*<sup>(1)</sup>, p.14.

期間（3か月の待機期間を含む）は除外される。また、7歳未満の子どもの育児中の無所得あるいは低所得（YEBよりも低い）の期間も除外される<sup>(51)</sup>。育児期間中の所得の低下によるCPP給付額の低下を防ぐためである。

さらに、加入期間の一定割合を限度として、無所得あるいは低所得の期間を、所得の平均額の計算期間から除外することができる（一般ドロップアウト条項といわれる）。失業や疾病、学業、その他の期間を考慮したものである。この一定割合は、2011年までは、加入期間の15%であった。従って、例えば、65歳で年金を受給する場合、もっとも所得の低い約7年間を、年金額の計算から外すことができた。この一定割合は、2012年からは16%へ、さらに2014年からは17%に拡大されることになっている。このため、2014年には、約8年間（15%の時に比べて1年間多い）の無所得あるいは低所得の期間を除外することが可能となり、結果的に受給額が増加することになった<sup>(52)</sup>。

65歳以上で、年金を受給しないで、働いて保険料を払い続ける場合、以前よりも所得が高い期間があれば、65歳前の無所得あるいは低所得の期間と置き換えることができる。2012年から、60歳から64歳で受給しながら働く者に保険料の支払いが課せられるようになったが、この保険料支払い期間は、加入期間とはみなされない<sup>(53)</sup>。

#### 4 受給権（年金クレジット）の分割

1978年に、離婚や婚姻無効の場合において、元の配偶者の間でCPPの受給権（年金クレジット

ト）を分割できることになった。これは、1987年に、コモンロー・パートナーにも拡大された。2000年からは、同性のコモンロー・パートナーについても分割が認められるようになった。婚姻あるいはコモンロー関係が終了したとき、婚姻あるいはコモンロー関係の期間に蓄積された年金クレジットは平等に分割される。一方の配偶者あるいはパートナーがCPPの保険料を払っていない場合でも分割できる。分割を申請するには、申請前に少なくとも1年間別居している必要があり<sup>(54)</sup>、再婚していても分割を請求できる。ただし、そのカップルの合算収入がYBEの2倍を下回る年については分割できない<sup>(55)</sup>。

#### 5 老齢退職年金

##### (1) 受給資格

少なくとも1年分の保険料の納付があれば、60歳以上になれば、老齢退職年金を申請できる<sup>(56)</sup>。2011年までは、老齢退職年金の繰上げ受給（65歳未満）を申請する者には、労働停止テストがあった。すなわち給付開始月およびその前月において、仕事を止めるか、あるいは著しく所得が減少している（65歳で受ける老齢退職年金の最大額より低い）ことが要求された。また、ひとたび受給を開始すると、労働に復帰しても保険料の支払いは認められなかった<sup>(57)</sup>。

しかし、2012年からは労働停止テストは廃止され、65歳未満で働きながら受給する者は、使用者とともに、保険料を払うことになった<sup>(58)</sup>。65歳以上で働きながら受給する者は、保険料支払いは任意である。保険料の支払いを継続する場合は、その使用者もまた、保険料を払わなく

(51) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(44), p.76.

(52) *ibid.*, pp.77-78.

(53) *ibid.*, p.76.

(54) 離婚や婚姻無効のケースでは、元の配偶者が死亡しない限り、申請にタイムリミットはない。しかし、コモンロー・パートナーの場合は、別居から4年以内に申請しなくてはならない。Service Canada, *op.cit.*(1), p.16.

(55) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(44), p.82.

(56) CPPを受給するには申請しなくてはならない。給付の遡及は12か月が限度である。

(57) Service Canada, *op.cit.*(1), p.18.

てはならない。こうした在職受給者の保険料は、新規に設けられた退職後給付（post-retirement benefit 以下「PRB」という）へ充てられ、年金額に加算されることで、徐々に受給額が増えていく<sup>(59)</sup>。実際の保険料支払い額によって異なるが、PRBの最大額は、1年間の保険料の支払いにつき、CPPの老齢退職年金の最大額の1/40である<sup>(60)</sup>。なお、保険料支払いが認められるのは70歳までである。

## (2) 受給額

老齢退職年金の額は、加入期間における保険料納付実績に基づく。すなわち、65歳から老齢退職年金を受給する場合、その月額、加入期間において保険料の対象となった所得の月平均額の約25%に等しい額である<sup>(61)</sup>。過去の保険料対象所得は、受給開始前の直近5年間のYMPE（年間最大保険料対象所得）の平均と、過去の当該拠出年のYMPEの水準を比べて、現

在価値に再評価される<sup>(62)</sup>。前述の除外期間を除いた18歳以降の加入期間すべてにおいて、最大額の保険料を払った場合（すなわち、YMPE以上の所得があった場合）に、最大の受給額となる。このため、事実上、最終5年間のYMPEの平均の25%がCPPの老齢退職年金の最大額である。YMPEは、カナダの平均賃金にリンクされているため、老齢退職年金の最大額は、カナダの平均賃金の約25%の水準である。2012年の最大額は月額986.67ドル、実際の平均受給額は2011年10月において512.64ドルとなっていた（表3）。なお、受給額の計算に使われる過去の所得と保険料の記録は、オンラインあるいは郵送で確認できる。死亡一時金を除いて、CPPのすべての給付額は、消費者物価指数の上昇に合わせて、毎年1月に改定される。ただし、消費者物価指数が下がっても、給付額は減じられない<sup>(63)</sup>。

表3 CPPの給付（月額、ドル）

給付	最大給付額 (2012)	平均受給額 (2011.10)
老齢退職年金（65歳時）	986.67	512.64
障害年金	1185.50	820.96
遺族年金		
65歳未満	543.82	383.56
65歳以上	592.00	301.15
子への給付	224.62	218.50
死亡一時金	2500.00	2276.62
併給		
遺族・老齢退職	986.67	701.46
遺族・障害	1185.50	949.22

（出典）Government of Canada, “Canada Pension Plan and Old Age Security benefit rates effective January 1, 2012,” December 2, 2011; Service Canada, “Canada Pension Plan - Payment Rates, January - December 2012.”に基づき、筆者作成。

(58) Service Canada, “Changes to the Canada Pension Plan.” <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/isp/pub/factsheets/posttrrben.shtml>>

(59) Service Canada, “The Canada Pension Plan Retirement Pension,” p.5. <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/isp/pub/factsheets/ISPB-147-03-11-eng.pdf>>

(60) Human Resources and Skills Development Canada, “Amendments to the Canada Pension Plan to be phased in from 2011 to 2016 (Slide 51), Calculating new Post-Retirement Benefit (PRB).” <[http://www.hrsdc.gc.ca/eng/oas-cpp/legislation/bill\\_c51/tech\\_pres/page51.shtml](http://www.hrsdc.gc.ca/eng/oas-cpp/legislation/bill_c51/tech_pres/page51.shtml)>

(61) Service Canada, *op.cit.*(1), p.18.

(62) 坂本純一「北米にみる年金制度の安定性—ベビーブーマーの受給開始と年金財政—」『年金数理部会セミナー2008報告書』社会保障審議会年金数理部会, 2008, p.97.

(63) Service Canada, *op.cit.*(1), p.13.

### (3) 繰上げ・繰延べ受給

老齢退職年金は、その受給開始年齢によって、給付額が調整される。最近までは、65歳より前に繰上げ受給する場合は、65歳の誕生日と受給開始時の間の各月につき0.5%の割合で減額された。同様に、65歳から70歳の間に繰延べ受給する場合は、65歳の誕生日と受給開始月の間の各月につき0.5%の割合で上乘せされた。すなわち、最大の調整幅は、5年の繰上げ・繰延べともに30%であった<sup>(64)</sup>。

しかし、繰上げ受給による減額のための調整係数は、2012年から5年間で1月あたり0.5%から1月あたり0.6%に段階的に引き上げられることになっている<sup>(65)</sup>。このため、2016年以降は、60歳で受給開始すると36%の減額となる。また、繰延べ受給する場合<sup>(66)</sup>の調整係数は、2011年から3年間で1月あたり0.7%に引き上げられる<sup>(67)</sup>。このため、2013年以降は、70歳で受給開始する場合は42%の増額となる。

## 6 障害年金

65歳未満のCPPの加入者で、まだ老齢退職年金を受給していない者が障害を有するに至った場合は、障害年金が支給される。

### (1) 受給資格

CPPの障害年金を受給するには、65歳未満であり、かつ老齢退職年金を受給していないことが求められる。また、重大かつ長期の肉体的あるいは精神的障害を有していなくてはならない。重大とは、その状態により労働できないこ

とを意味し、障害の状態については、定期的に再評価される。

さらに、障害の直前の6年間のうち少なくとも4年間について保険料を納付していなければならない。2008年からは、25年以上の保険料納付実績を有する加入者については、直近6年間において3年間の保険料納付があれば受給できることになった<sup>(68)</sup>。

### (2) 給付額

障害年金の給付額は、定額部分と加入者の保険料納付実績に基づく所得比例部分からなる。所得比例部分は、障害の発生時に加入期間が終了すると仮定した場合の老齢退職年金の75%である<sup>(69)</sup>。2012年において、定額部分は445.50ドル、所得比例部分の最大額は740ドルで、最大の合計給付額は月に1185.50ドルである<sup>(70)</sup>。

障害年金は、障害とみなされた月の後4か月目から給付される（3か月の待機期間）。受給者が、労働に復帰する能力を回復したとき、老齢退職年金の受給を開始したとき、あるいは死亡したときに給付は終了する。障害年金受給者が65歳に達したとき、障害年金は自動的に老齢退職年金に切り替わる。障害年金よりも、老齢退職年金の受給額の方が低くなるが、ほとんどの場合、OAS制度の受給により相殺される<sup>(71)</sup>。

他の制度から障害手当等を受給しても、CPPの障害年金は停止されない。しかし、例えば、私的な長期障害保険、労働者補償制度、州政府等の社会福祉制度などは、しばしば、CPPによる給付の全部あるいは一部に等しい額を減額す

(64) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(44), p.78.

(65) Service Canada, *op.cit.*(58)

(66) 65歳以降に受給を開始する場合、調整された給付額を受けるか、あるいは、最大で12か月まで遡及して調整前の給付を受けるかを選ぶことができる。

(67) 2012年における調整係数は、繰上げ受給の減額係数が1月あたり0.52%、繰延べ受給の増額係数が1月当たり0.64%となっている。Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(44), p.78.

(68) Service Canada, *op.cit.*(1), p.19.

(69) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(44), p.79.

(70) Government of Canada, *op.cit.*(8)

(71) Service Canada, *op.cit.*(1), p.20.

るよう制度設計されていることが多い<sup>(72)</sup>。

### (3) 労働への復帰のための援助

労働に復帰できる CPP 障害年金の受給者は多くはないが、CPP 制度では、労働への復帰を望む受給者に対する援助を提供している。すなわち、障害年金を受給しながら、ボランティアや労働訓練へ参加すること、4,800 ドル（2011 年）<sup>(73)</sup>までの労働については CPP への報告を必要としない<sup>(74)</sup>ことなどである。また、CPP と相談しながら、CPP の職業リハビリを通して、本人のニーズに合った仕事に復帰することを計画する、あるいは、障害年金を受給しながら、3 か月間までの有償のトライアル労働に参加する、などが可能である<sup>(75)</sup>。トライアル労働を完了し、正規の労働ができる能力があるときは、障害年金は停止する。しかし、障害が 2 年以内に再発し、労働が継続できない場合は、障害年金は再開される<sup>(76)</sup>。

### (4) 子どもへの給付

障害年金の受給者に、18 歳未満の子ども、あるいは 18 歳から 25 歳までのフルタイムで教育機関に通学している子どもがある場合は、その子どもに対する給付が支給される。2012 年において、子どもへの給付月額額は 224.62 ドルである<sup>(77)</sup>。両親とも CPP の障害年金を受給している場合、あるいは親の一方が死亡し、他方が障

害年金を受給している場合は、その子どもには 2 人分の給付が支給される<sup>(78)</sup>。

## 7 遺族年金

死亡した加入者の配偶者やコモンロー・パートナーは、加入者の死亡時において、一定の要件を満たしていれば、遺族年金を受給できる。

### (1) 受給資格

死亡した加入者が 10 年以上保険料を納付していること、あるいは、その加入期間の 1/3 以上の期間について保険料を払っていること（ただし、少なくとも 3 年以上）が必要である<sup>(79)</sup>。コモンロー・パートナー<sup>(80)</sup>である場合は、死亡の直前に 1 年以上同居していたことが求められる。また、遺族である配偶者あるいはコモンロー・パートナーは、35 歳以上であるか、あるいは、扶養している子どもを有していなくてはならない。子どもとは、加入者の子どもで 18 歳未満の子ども、25 歳までのフルタイムで教育機関に通学している子どもなどである<sup>(81)</sup>。

### (2) 給付額

遺族年金の額は、加入者の死亡時における遺族の年齢、死亡した加入者の保険料納付実績、遺族の障害の状態、および扶養している子どもがいるかどうかによって異なる<sup>(82)</sup>。遺族である配偶者あるいはコモンロー・パートナーの年

<sup>(72)</sup> *ibid.*

<sup>(73)</sup> Service Canada, “CPP Disability - I am receiving a benefit.” <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/isp/cpp/receive.shtml>>

<sup>(74)</sup> この額を超える場合は、報告しなければならない。しかし、これは給付が停止される額ではない。CPP に報告することで、労働への復帰に関するその他の援助を受けられるかを見るためである。

<sup>(75)</sup> Service Canada, *op.cit.*(1), p.21.

<sup>(76)</sup> *ibid.*

<sup>(77)</sup> Government of Canada, *op.cit.*(8)

<sup>(78)</sup> Service Canada, *op.cit.*(1), p.22.

<sup>(79)</sup> Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(44), p.80.

<sup>(80)</sup> 1985 年 4 月 17 日以降は、同性のコモンロー・パートナーにも適用されることになった。

<sup>(81)</sup> Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(44), p.80.

<sup>(82)</sup> Service Canada, “Survivor Benefits.” <<http://www.servicecanada.gc.ca/eng/isp/cpp/survivor.shtml>>

齢による違いは、以下のとおりである。

(a) 65歳以上の場合

配偶者あるいはコモンロー・パートナーが老齢退職年金・障害年金を受給していない限り、死亡した加入者の老齢退職年金の60%に等しい額を受給する。2012年における最大額は月に592ドルである。

(b) 45歳から64歳である場合、あるいは45歳未満でも障害を有するか、扶養する子どもを有する場合

この場合に支給される遺族年金は、定額部分と、死亡時における加入者の保険料納付実績に基づく所得比例部分の2つからなる。所得比例部分は、死亡時に加入期間が終了すると仮定した場合の老齢退職年金の37.5%である。2012年において、定額部分は173.82ドル、所得比例部分の最大額は370ドルで、最大の合計給付額は月に543.82ドルとなっている<sup>(83)</sup>。

(c) 35歳から45歳未満で、障害も扶養する子どもも有しない場合

(b)の額から、45歳に満たない月数の各月につき1/120の割合で減額される。

(d) 35歳未満で、障害も扶養する子どもも有しない場合

65歳に達するか、障害を有する状態にならない限り、遺族年金は支給されない。

(3) 老齢退職年金・障害年金との併給調整

老齢退職年金あるいは障害年金の受給者が、遺族年金の受給資格を得た場合は、併給調整が

行われる<sup>(84)</sup>。障害年金と遺族年金の受給資格のある受給者への支払い限度額は、障害年金の最大額であり、2012年において1185.50ドルである。老齢退職年金と遺族年金の受給資格のある受給者への支払い限度額は、老齢退職年金の最大額であり、2012年において、986.67ドルである。

(4) 子どもへの給付

障害年金におけると同様に、保険料納付要件を満たす死亡した加入者に、18歳未満の子ども、あるいは18歳から25歳までのフルタイムで教育機関に通学している子どもがある場合は、その子どもに対する給付がある。2012年において、子どもへの給付の月額額は224.62ドルである<sup>(85)</sup>。両親とも保険料納付の要件を満たしており、かつ両親とも死亡している場合、あるいは親の一方が死亡し、他方が障害年金を受給している場合には、その子どもには2人分の給付が支給される<sup>(86)</sup>。

(5) 死亡一時金

遺族年金を受給するための保険料納付要件を満たしている場合は、死亡一時金が支給される。死亡一時金の額は、死亡した加入者の老齢退職年金の6か月分に等しい額で、最大2,500ドルである(2012年)<sup>(87)</sup>。死亡者が老齢退職年金を受けていない場合は、死亡時に加入者が65歳であると仮定して計算される<sup>(88)</sup>。

(83) Government of Canada, *op.cit.*(8)

(84) Service Canada, *op.cit.*(1), p.25.

(85) Government of Canada, *op.cit.*(8)

(86) Service Canada, *op.cit.*(1), p.24.

(87) Government of Canada, *op.cit.*(8)

(88) Service Canada, *op.cit.*(1), p.25.

## IV 公的年金制度の財政の状況と展望

### 1 OAS の財政と見直し

#### (1) OAS 財政の現状

1952年から実施されたOAS制度の財源は、当初、目的税であったが、1972年に一般財源に改められた<sup>(89)</sup>。積立金を有しない完全賦課方式である。表4は、2009年におけるOASのコストである。2009年において、OAS基本年金の受給者数が約460万人、GISの受給者数が約160万人、ALWおよびALWSの受給者数が約9万人であった。その給付に必要な額は、OAS基本年金が271億ドル、GISが77億ドル、ALWおよびALWSが5億ドルで、運営費を含めたOAS制度全体のコストは355億ドルであった。これは、GDP比で2.32%である。ちなみに、税方式でなく、CPPと同様の社会保険方式で運営すると仮定し、保険料対象所得をCPPと同じとした場合に必要な保険料率は、2009年において7.69%である。保険料の対象を全所得とした場合は4.95%である<sup>(90)</sup>。

#### (2) OAS 年金財政の将来予測

OAS制度では、その財政の見直しについて、広く国民に知らせるため、3年に1回、財政報告書が出される。最新の報告（第9回OAS財政報告<sup>(91)</sup>）は、2011年6月に出されたもので、2009年12月31日時点の状況に基づいている。

##### (a) カナダの人口高齢化

年金財政の将来予測には、合計特殊出生率や平均余命、労働力率、物価上昇率、実質賃金上昇率などの仮定値<sup>(92)</sup>が必要である。OAS制度は完全賦課方式であるため、なかでも特に人口高齢化の動向が重要である。

カナダの合計特殊出生率は、1950年代の約4.0の水準から、1980年代半ばには1.6まで急速に落ち込んだ。1990年代初頭にわずかに上昇したものの、1990年代後半には1.5のレベルまで落ちた。最近では、1.6を超えるまで回復してきている。出生率の低下は、様々な社会的、経済的要因によるものである。近年、回復傾向を示しているものの、劇的な社会的変化が生じない限り、過去のレベルまで回帰することは期待で

表4 OAS 制度のコスト (2009年)

支出 (百万ドル)					コスト比			受給者・平均受給額 (月額)		
OAS	GIS	ALW ALWS	運営費	計	GDP 比	CPP 保険料 対象所得に 対する比率	全所得に 対する 比率	OAS	GIS	ALW ALWS
27149	7708	523	121	35501	2.32%	7.69%	4.95%	4603 千人 491.5 ドル	1595 千人 402.6 ドル	90 千人 484.5 ドル

(出典) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Office of the Chief Actuary, "Actuarial Report 9th on the Old Age Security Program as at 31 December 2009," June 2011, pp.27-35. に基づき、筆者作成。

(89) 岩崎 前掲注(22), p.138.

(90) CPPの保険料率は9.9%なので、仮にOASも含めて社会保険方式で運営すると、CPPと同じ保険料対象所得の場合の保険料率は17.59%、全所得を対象にした場合の保険料率は14.85%になる。ちなみに、1階部分に多額の公費が投入されているものの、1、2階とも社会保険方式で合わせて保険料を徴収している我が国の厚生年金の場合、保険料率は16.412% (2012.1 現在) である。

(91) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(3)

(92) OASの年金財政の将来予測で使用する仮定値は、後述のCPPの将来予測で使用する仮定値と同じものを使用している。主なものを見ると、合計特殊出生率は現在より少し減少して2015年以降に1.65、移民による人口流入率は多少上下して2023年以降に人口の0.58%、労働力率(15歳から69歳)は少し増えて2030年に75.2%、失業率は徐々に低下して2022年以降に6.1%、物価上昇率は2019年以降に2.3%、実質賃金の伸び率は徐々に回復して2019年以降に1.3%、実質収益率は2017年以降に4.0%と仮定している。Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(44), p.17.

きない。このため、年金財政の将来予測においては、2007年の1.66のレベルから、2015年以降1.65のレベルで続くと仮定している<sup>(93)</sup>。

表5は、年少、現役、高齢者3つの世代の将来人口予測である。人口高齢化のため、65歳以上人口に対する20歳から64歳の人口の比率は、将来は半減する。

(b) OAS制度のコストの将来予測

カナダでは、現在、4.4人の現役世代（20歳～64歳）で1人の高齢者（65歳以上）を支えているが、2030年には2.4人で1人を、2050年には2.2人で1人を支えなくてはならない<sup>(94)</sup>。OAS基本年金の受給者数は、ベビーブーム世

代<sup>(95)</sup>の退職のため、今後20年間で2倍になり、2010年の473万人から、2030年には930万人に増大する。このため、OAS基本年金のコストは、2010年における280億ドルから2030年には840億ドルに急増すると見られている（表6）。また、GISの受給者数も、今後20年間で2倍になり、2010年の162万人から2030年には326万人に増加する。このため、GISのコストは、2010年の78億ドルから2030年には約230億ドルに上昇すると見られる<sup>(96)</sup>。OASの総コストは、2010年の365億ドルから、2020年には638億ドルへ急増し、そして2030年には1079億ドルに増大すると見られている。

毎年のコストの大きさは、その額よりも、相

表5 カナダの将来人口（千人）

	合計	0-19歳	20-64歳	65歳以上	65歳以上に対する 20-64歳の比率	65歳に達する者
2010	34,088	7,830	21,432	4,825	4.4	322
2020	37,393	8,111	22,414	6,868	3.3	474
2030	40,462	8,649	22,441	9,373	2.4	526
2040	42,876	8,715	23,627	10,535	2.2	472
2050	44,911	9,080	24,512	11,318	2.2	553
2060	46,854	9,577	25,082	12,196	2.1	551

（出典）Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Office of the Chief Actuary, “Actuarial Report 9th on the Old Age Security Program as at 31 December 2009,” June 2011, p.15. に基づき筆者作成。

表6 OAS制度のコストの将来予測

	支出（百万ドル）					コスト比（%）			受給者数（千人）		
	OAS	GIS	ALW ALWS	運営費	計	GDP比	CPP保険料 対象所得に 対する比率	全所得に 対する比率	OAS	GIS	ALW ALWS
2010	27984	7836	553	127	36500	2.25	7.66	4.96	4732	1623	92
2020	49018	13931	599	222	63770	2.75	8.94	6.16	6782	2431	79
2030	83981	22997	578	376	107932	3.14	10.06	7.10	9302	3260	61
2040	118525	31222	603	526	150876	2.91	9.26	6.65	10507	3576	52
2050	159723	38944	717	698	200082	2.60	8.24	6.00	11282	3580	50
2060	216118	48445	727	929	266219	2.33	7.41	5.44	12159	3573	41

（出典）Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Office of the Chief Actuary, “Actuarial Report 9th on the Old Age Security Program as at 31 December 2009,” June 2011, pp.25-35. に基づき、筆者作成。

(93) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(3), p.14.

(94) 我が国では、高齢者（65歳以上）に対する現役世代（20歳～64歳）の比率は、2010年において2.6人であり、2030年には1.7人、2050年には1.2人に低下する見通しである。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」<<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/suikai07/index.asp>>

(95) カナダにおけるベビーブームは、1946年から1965年の間に起きた。Statistics Canada, “Canadian Demographics at a Glance,” 2008, p.51. <<http://www.statcan.gc.ca/pub/91-003-x/91-003-x2007001-eng.pdf>>

(96) 2009年に導入されたTFSA関連の所得は、GISの所得制限の所得からは除外される。このため、TFSAの導入はGISの給付額を上昇させる効果をもたらす。GISのコストは2050年には389億ドルになると予測されているが、仮にTFSAがなければ、GISの総支出は347億ドルに抑制されると推計されている。言い換えれば、TFSAは、2050年のGISの総支出の12%、額にして42億ドルを増加させる効果を有する。Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(3), p.26.

対的な比較で表した方が分かりやすい。このため、報告では、GDP、CPP/QPPの保険料対象所得、総所得に対する比率が出されている。GDP比で見ると、現在は、2.3%で、これは、1980年の比率と同じである。しかし、2010年以降、その比率は増大し、2030年には3.1%に達すると見られている。2030年のピーク後は、2050年までに、2.6%の水準に減少すると推測されている。これは、インフレ率よりもGDPの成長率の方が高いと見られることや、新規退職者の所得が高くなると仮定しているからである<sup>(97)</sup>。CPP/QPPの保険料対象所得との比較では、同じ保険料方式を用いた場合におけるCPP/QPP制度のコストとの比較ができる。その比率は2010年の7.66%から、2030年には10.06%に増大する。

## 2 CPPの財政と見通し

### (1) CPPの財政の現状

1965年に導入されたCPPは、当初、約2年間の給付が可能な小型の資産を有する賦課制度の財政方式を採用していた<sup>(98)</sup>。当時は、高出

生率（1965年の合計特殊出生率は3.11人）で短い平均寿命（1965～67年において68.8歳）の時代であった<sup>(99)</sup>。賃金や労働力率の伸びが大きく、総賃金の伸びとそれによる保険料収入の増大により、支出の増加をカバーできる時代でもあった。CPPの資産は、主に、州政府の長期の非市場性の債券に投資されていた。その後、低出生率、長い平均寿命、賃金の低成長の時代に突入り、1980年代半ばには支出が保険料収入を上回るようになり、資産の運用収益の一部が使われた。その後も、赤字は拡大し、1990年代半ばには、資産そのものが減少し始めた。

1993年の第15回CPP保険財政報告においては、2015年にはCPPの積立金が消滅し、2030年には保険料率は14.2%に増加するとの見通しが出された<sup>(100)</sup>。このため、1997年2月に、連邦政府と州政府の間で、①将来の給付の穏やかな削減、②相当規模のファンドを作るため、保険料率を1996年における5.6%から2003年までに9.9%に引き上げる、③政治的に中立で、独立した運用機関であるCPP投資委員会を創設し、「過度の損失リスクを負わない中での最

表7 これまでの財政状況

年	保険料率 (%)	保険料 (百万ドル)	支出 (百万ドル)	保険料と支出の収支 (百万ドル)	運用利益 (百万ドル)	資産額 (百万ドル)	支出に対する資産の率	賦課方式で必要な保険料率 (%)
1998	6.4	14473	18338	-3865	3938	36535	1.94	8.11
1999	7.0	16052	18877	-2825	764	42783	2.17	8.23
2000	7.8	19977	19683	294	4446	47523	2.32	7.69
2001	8.6	22469	20515	1954	3154	52631	2.43	7.85
2002	9.4	24955	21666	3289	187	56107	2.47	8.16
2003	9.9	27454	22716	4738	6769	67614	2.84	8.19
2004	9.9	28459	23833	4626	6475	78715	3.15	8.29
2005	9.9	29539	24976	4563	11083	94361	3.59	8.37
2006	9.9	31657	26270	5387	14433	114181	4.13	8.22
2007	9.9	34051	27750	6301	3267	123749	4.47	8.07
2008	9.9	36318	29248	7070	-18351	112468	4.07	7.97
2009	9.9	36141	30794	5347	9021	126836	3.94	8.44

(出典) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Office of the Chief Actuary, "Actuarial Report 25th on the Canada Pension Plan as at 31 December 2009," November 2010, p.32.に基づき筆者作成。

(97) *ibid.*, p.20.

(98) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(44), pp.68-69.

(99) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2011」<<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2011.asp?chap=0>>

(100) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Office of the Chief Actuary, "Canada Pension Plan Fifteenth Actuarial Report as at 31 December 1993," February 1995, p.6. <[http://www.osfi-bsif.gc.ca/app/DocRepository/1/eng/oca/reports/CPP/pension\\_e.pdf](http://www.osfi-bsif.gc.ca/app/DocRepository/1/eng/oca/reports/CPP/pension_e.pdf)>

大の利益」という投資方針の下で市場に投資する、の3つが合意され、1998年から実施された<sup>(101)</sup>。これらは、世代間の公平を目指して導入されたものであり<sup>(102)</sup>、またCPP制度の持続性を強化するものでもあった。

表7は、1998年から2009年までのCPPの財政の収支の状況である。1998年、1999年と保険料収入を支出が上回る年が続いたが、2000年以降は黒字に転じた。以後は、順調に積立金を増やし、1998年の1.94年分から、現在は約4年分のレベルまで増加している。積立金は、今後も増え続けると見られている。なお、その年の保険料対象所得総額に対する総支出の割合、すなわち完全賦課方式に必要な保険料率 (pay-as-you-go rate) をみると、例えば、2009年では8.44%の水準になっており、実際の保険料との差額である1.46%分が黒字となって積み立てられている。

## (2) CPP 積立金の運用

CPPの積立金は、中立的かつ独立的な組織であるCPP投資委員会によって、市場で運用される。CPP投資委員会の運営は法律で規定されており、委員会のメンバーは、連邦財務相が外部の推薦委員会の助言を受け、各州と相談しながら任命する<sup>(103)</sup>。委員会はCEOを雇い、投資

方針を定め、運用実績をレビューする。CPPの資産の投資先は、株、債券、インフレ関連資産の3つにグループ分けされる。株は、カナダ国内、先進諸国の市場、新興国市場の株に投資する。債券は、通常、連邦債、州の債券、社債などの組み合わせである。インフレ関連資産は、不動産やインフラストラクチャー<sup>(104)</sup>などへの投資である。表8は、2011年3月31日時点でのCPPの資産の構成である。国内・国外の株への投資が約54%、債券・証券・その他債権が約30%、インフレ関連資産が約16%の比率で構成されている。

投資実績の推移を見ると、ここ数年は、厳しい経済情勢により、収益率は激しく上下している(表9)。そこで、2011年3月までの過去5年間で見ると、年平均で3.3%、過去10年間で見ると、年平均で5.9%という結果となっている<sup>(105)</sup>。

## (3) CPP 保険財政の将来予測

OASと同様、CPPも3年に1回、その保険財政の見通しについて報告することになっている。その最新の報告(第25回CPP保険財政報告<sup>(106)</sup>)は、2010年11月に出されたもので、OASの報告と同様2009年12月31日時点の状況に基づいている。また、将来予測に使用した

表8 CPPの資産構成(2011年3月31日時点)

	株			債券等		インフレ関連資産		
	カナダ国内の株	先進国の株	新興国の株	債券・証券	その他債権	インフレ連動債	不動産	インフラ
額 (10億ドル)	21.0	50.8	7.6	38.5	6.1	3.9	10.9	9.5
構成比 (%)	14.1	34.3	5.1	26.0	4.1	2.7	7.3	6.4

(出典) CPP Investment Board, "CPP Investment Board 2011 Annual Report," pp.16-17. に基づき筆者作成。

(101) CPP Investment Board, "Canada Pension Plan Investment Board: Management & Governance," November 2011. <[http://www.cppib.ca/files/PDF/CPPIB\\_Fact\\_Sheet\\_November\\_2011.pdf](http://www.cppib.ca/files/PDF/CPPIB_Fact_Sheet_November_2011.pdf)>

(102) このときの改正では、新規の給付を導入するときは、その分については完全積立とすることとされた。

(103) CPP Investment Board, *op.cit.*<sup>(101)</sup>

(104) インフラストラクチャーとは、有料道路、水利施設、ガス・電気、通信施設などである。CPP Investment Board, "CPP Investment Board 2011 Annual Report," p.52. <[http://www.cppib.ca/files/PDF/CPPIB\\_AR\\_2011\\_EN\\_Print.pdf](http://www.cppib.ca/files/PDF/CPPIB_AR_2011_EN_Print.pdf)>

(105) *ibid.*, p.37.

(106) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*<sup>(44)</sup>

表 9 CPP 投資実績の推移 (10 年間)

年度	運用利回り (%)	投資利益額 (10 億ドル)
2002	4.0	2.3
2003	-1.5	-1.1
2004	17.6	10.3
2005	8.5	6.3
2006	15.5	13.1
2007	12.9	13.0
2008	-0.3	-0.4
2009	-18.6	-23.8
2010	14.9	16.0
2011	11.9	15.2

(注) その年の 3 月 31 日時点の数値。

(出典) CPP Investment Board, "CPP Investment Board 2011 Annual Report," p.126. に基づき筆者作成。

仮定値も OAS で用いたものと同じである<sup>(107)</sup>。同報告によれば、人口高齢化により、今後、給付額がかなり増大するが、制度の持続性に問題はないと予測されている。

表 10 は、CPP の今後の収支の見込みを表したものである。まず、9.9% の保険料率で、2020 年までは保険料収入が支出を上回り、この間、急速に積立金が増加する。積立率は、2010 年の 3.94 年分から 2020 年には 4.68 年分に増加する。一方、老齢退職年金の受給者数はベビーブーム世代の退職により、現在の約 400 万人から、2020 年には約 600 万人に増加し<sup>(108)</sup>、CPP の総コストは 2010 年の 322 億ドルから 2020 年には 556 億ドルへ急増する。このため、2021 年以降は、支出が保険料収入を上回るようになる。しかし、

その不足額は、積立金の運用収益分の範囲内に収まり、積立金を取り崩す事態には陥らない。運用収益から支出に回す分は、2030 年において運用収益の 27%、2050 年において 29% である。運用収益の残りの分は、積立金に回され、2050 年における積立率は 5.18 年分に達する。

運用収益は、2015 年において、総収入の 20%、2030 年において 25%、2050 年には 27% になると見られ、制度の財源としての運用収益の重要性が示されている。積立金がないと仮定した完全賦課方式で必要な保険料率は、2021 年以降、現行の 9.9% を超え、2050 年には 11% 近くまで上昇する。しかし、積立金とその運用収益により、現行の保険料率で、将来にわたって、制度を維持できると見られている。

表 10 CPP の財政の見通し

年	保険料率 (%)	保険料賦課所得 (百万ドル)	保険料 (百万ドル)	支出 (百万ドル)	保険料と支出の収支 (百万ドル)	運用利益 (百万ドル)	資産額 (百万ドル)	支出に対する資産の率	賦課方式で必要な保険料率 (%)
2010	9.90	372340	36862	32192	4670	2391	133897	3.94	8.65
2015	9.90	455598	45104	42809	2295	11571	197330	4.37	9.40
2020	9.90	565486	55983	55608	375	16646	275099	4.68	9.83
2030	9.90	860535	85193	92803	-7610	28444	464687	4.79	10.78
2040	9.90	1315993	130283	141263	-10980	44686	733329	4.98	10.73
2050	9.90	1973718	195398	215909	-20511	71427	1169230	5.18	10.94
2060	9.90	2937762	290838	329666	-38828	108321	1769492	5.15	11.22

(出典) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, Office of the Chief Actuary, "Actuarial Report 25th on the Canada Pension Plan as at 31 December 2009," November 2010, p.33. に基づき筆者作成。

(107) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(3), p.13.

(108) Office of the Superintendent of Financial Institutions Canada, *op.cit.*(44), p.27.

おわりに

我が国では、急速な少子高齢化で年金財政の厳しさが増し、また近年の国民年金の空洞化や年金記録問題を背景に、年金制度の改革が最重要課題となっている。その大きな論点の1つが、基礎年金の財源問題、すなわち現行の社会保険方式を前提に改革を進めるか、あるいは税方式に改めるかの問題である。税方式の公的年金制度を有する国はいくつかあるが、カナダはその代表的な国である。税方式の年金のメリットは、保険料の納付がないため未納問題は起きない、保険料負担能力のない低所得者でも年金を受給できるため、無年金問題が生じないことである。この点において、OAS制度は高齢者の98%以上（男性99%、女性98%）に支給されており、まさに普遍的な所得保障制度となっている。ただ、

完全賦課方式であるため、人口高齢化には弱いという特徴を有する。我が国ほど厳しくはないものの、ベビーブーム世代の退職を迎えて、今後増大する給付費をどう手当てするかが課題となろう。

2階部分のCPPは、民間の被用者、公務員、自営業者が加入する制度であり、我が国と異なり、制度が一元化されている。また、1997年の改革により財政的な危機を脱し、4～5年分の積立金を有することで、今後、75年間にわたって制度を維持できると見られている。CPPの財政構造においては、積立金の存在が大きく、また、世代間の不公平の解消の一役を担っている。制度の一元化や世代間の不公平解消が課題となっている我が国の年金において、カナダの年金制度が示唆する点は多いと思われる。

（なかがわ ひであき・専門調査員）